



笠間市産後ケア事業のお知らせ



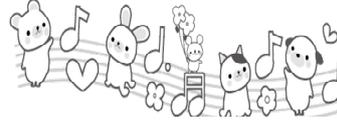
「退院することが決まったけど、不安がいっぱい」

「退院して赤ちゃんとの生活を始めてからわからないことが多くなってしまった」などなど・・・。

そんなママたちの育児不安が軽減できるよう、専門の施設で授乳指導や育児指導が受けられるようになりました。

ご利用できる方

- 笠間市に住民票のある出産後 1 年未満の方
- ・産後、からだやこころの回復に不安のある方
- ・育児に不安があり、保健指導の必要な方



ケアの内容

産婦の母体管理 生活面の指導 沐浴指導
授乳指導や乳房ケア（ご家庭でスムーズに授乳ができるようお手伝いします）

ご利用できる施設・ご利用料金・ご利用日数

デイサービス（日帰り）か、宿泊型が選べます。組み合わせてのご利用も可能ですが、ご利用はデイサービス、宿泊型あわせて 7 日以内です。

【山縣産婦人科】 水戸市千波町 371-4 ☎029-241-6121

		施設の設定料金	利用する際の個人負担金
デイサービス		14,000 円	2,800 円
宿泊型	1泊2日	32,000 円 (双生児：38,000 円)	6,400 円 (双生児：7,600 円)
	2泊3日	46,800 円 (双生児：58,800 円)	9,360 円 (双生児：11,760 円)

【ひたちなか 母と子の病院】 ひたちなか市青葉町 19-7 ☎029-273-2888

		施設の設定料金	利用する際の個人負担金
デイサービス		20,000 円	4,000 円
宿泊型	1泊2日	55,000 円	11,000 円
	2泊3日	80,000 円	16,000 円

※生活保護受給者の方や、市町村民税非課税世帯の場合は、個人負担金が減額される場合がありますので、あらかじめ下記へご相談ください。

ご利用の手続き

※申請が必要です。申請後、利用承認がおりると利用が可能になります。

まずは、笠間市子育て世代包括支援センター（保健センター内）にご相談ください。

申請に必要なもの

- ・「笠間市産後ケア事業（新規・継続）利用申請書（様式第 1 号）」
- ・母子健康手帳
- ・生活保護受給の場合は生活保護受給証明書
- ・市町村民税非課税世帯の場合は、世帯全員が非課税であることがわかる証明書（「課税証明書（世帯全員分）」または「世帯全員分の非課税証明書」）



申し込み・お問い合わせ先

笠間市子育て世代包括支援センター（保健センター内）
0296（78）3155（専用電話）または0296（77）9145（保健センター）

